# 浦安市営住宅の入居承継の許可に関する要綱（案）

（趣旨）

第１条　この要綱は、浦安市営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和 56 年条例第 76 号。以下「条例」 という。）第 16 条及び浦安市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 56 年規則第 54 号。以下 「規則」という。）第 12 条第３項に規定する承継の取扱いについて定めるものとする。

（承継の理由）

第２条　承継の理由は、名義人が次の各号のいずれかに該当するときでなければならない。

(1)　死亡した場合

(2)　婚姻により住宅を退去した場合

(3)　離婚により住宅を退去した場合

(4)　失踪の宣告を受けた者又はこれに準ずる不在者となった場合

(5)　拘禁刑以上の執行により収監された場合で、当該住宅に戻る見込みがない場合

(6)　疾病等による長期入院又は福祉施設への入所により、当該住宅に戻る見込みがない場合

（承継する者の資格）

第３条　承継することができる者は、同居者である配偶者及び浦安市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱（令和３年告示第 19 号）の規定に基づきパートナーシップの宣誓を行った者（以下「パートナーシップの宣誓を行った者」という。）又は次の各号のいずれかに該当する者でなければならない

(1)　承継しようとする者が 65 歳以上の者

(2)　承継しようとする者又は同居者が、身体障害者福祉法施行規則別表第５号に定める１級から４級に該当する身体障がい者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第６条第３項に定める１級から２級に該当する精神障がい者、又は療育手帳にⒶ、Ⓐの１、Ⓐの２、Ａの１、Ａの２、Ｂの１のいずれかが記載されている知的障がい者である者

(3)　承継しようとする者又は同居者が、難病患者であり、当該住宅に継続して居住しなければ生活の維持が困難であると認められる者

(4)　前各号のほか、承継しようとする者が、特別の事情があると市長が認める者

（承継ができない者の取扱い）

第４条　市長は、第２条及び第３条の規定により承継ができない者又は承継を希望しない者（以下「承継ができない者等」という。）に対しては、第２条に掲げる承継の理由が発生した日から起算して３月までは退去を猶予するものとし、文書により承継ができない者等へ通知する。

２　市長は、承継ができない者等から申出があり、その者に特別の事情があると認める場合は、前項の規定による猶予の期限を延長することができる。

（申請に係る順位）

第５条　承継の申請は、次の順位に従って、先順位の者が行う事ができる。

第一　使用者の配偶者、パートナーシップの宣誓を行った者

第二　使用者の親又は子（未成年を除く。）

附　則

この要綱は、令和９年４月１日から施行する。